

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔下級審民事事例研究 二八〕 国から補助金等の交付を受けて建築した保育園舎に根抵当権を設定したことを理由として補助金等交付決定の取消しを保育園の破産宣告の翌日にした場合、国の返還命令に基づき債権は破産債権に譲らない。 |
| Sub Title | |
| Author | 宗田, 親彦(Soda, Chikahiko) 民事訴訟法研究会(Minji soshoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1993 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.66, No.8 (1993. 8) ,p.135- 141 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19930828-0135 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

を単位として確率的にはかられる(収支相当の原則)。したがって、ある期間内に発生した事故による保険金の請求は、当該期間の保険資金に対してなされるべきものである。しかし、実際上は、過去の期間内に起こった事故(殊に、当該期間内に事故発生のお知らせもなされていない事故——Incurred But Not Reported)による保険金の請求がなされるということは生じうる。そこで、保険資金の計算としては、過去の期間内の事故による保険金の請求をも見込まなければならないが、その期間は一定の範囲に限定されざるをえない。保険金請求権の短期消滅時効制度は、

そのような保険制度の技術的構造にもとづくものなのである。したがって、この期間は、本来的に事故発生の時という客観的時点を起算点とせざるをえない。

保険金請求権の消滅時効の本質は、商法六六三条の規定にもかかわらず、除外期間である。法文が時効と定めていることにより、中断が認められることになるが、この場合の時効の中断とは、保険制度的には、事故発生のお知らせにもとづく保険計算の延長の意義をもつものといえよう。

倉沢康一郎

〔下級審民訴事例研究 二八〕

28 国から補助金等の交付を受けて建築した保育園舎に根抵当権を設定したことを理由として補助金等交付決定の取消しを保育園の破産宣告の翌日にした場合、国の返還命令に基づく債権は破産債権に該らない。

名古屋地裁平成四年四月二三日判決(平成三年(ワ)三〇〇六号破産債権確定事件、判例タイムズ七九九号二四三頁)

〔事実〕

一 X(原告、国)の機関である名古屋防衛施設局は、社会福

祉法人Aが経営する保育園の園舎を木造から鉄筋コンクリート造りに改築する防音工事費用の一部としてAに対して防衛施

設局周辺の生活環境の整備等に関する法律三条二項による助成措置として補助金等を、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（以下適正化法という）に従う等という条件（取得した財産を担保に供しないこと、違反したときは交付決定を取消することができる。）を付して交付決定してその旨を通知し、昭和五二年四月までに合計金八二九二万円余を交付した。Aは同補助金等を用いて鉄筋コンクリート造の園舎を建築したが、昭和六二年四月Xの承認を得ずに同園舎に極度額七〇〇〇万円の根抵当権を設定した。Aは他の債権者の申立によって平成元年三月二七日午前〇時名古屋地方裁判所で破産宣言を受けY（被告、Aの破産管財人）が破産管財人に選任された。Xは翌日の同月二八日右の根抵当権設定を適正化法二二条に違反するものとして同法一七条・一八条に基づきAに対する補助金等交付決定を取消してその返還命令を発し、翌二九日Yに到達した。

二 Xは右返還命令に基づき債権を破産債権として届出たところ、Yが債権調査期日において異議を述べた。そこでXが破産債権訴訟を提起した。

三 Xは破産債権といえるために請求権自体は破産宣告当時既に成立していることを要せず、その基礎である発生原因が破産宣告前に生じていれば足りるものであり、Aが昭和六二年四月に保育園舎に根抵当権を設定したときの交付決定の取消権が発生し、取消権の行使を停止条件とする補助金等の返還請求権を取得したが、諸般の事情（昭和六二年一〇月）にAが根抵当権の

登記抹消訴訟を提起したり、また根抵当権による競売申立が昭和六三年六月に取下げられたこと、及び破産申立については和解の話もあるときいていた等）から取消権の行使を留保してきたとする。かつ、本件債権が破産債権にならないとすると破産宣告前に交付取消決定をしなければならず、これは適正化法の趣旨に反するので政策論上も破産債権とするべきであると主張した。これに対してYは、仮りにAに義務違反があったとしても交付行政庁が適正化法一七条により取消処分をするまでは行政行為に基づいて成立した行政上の法律関係（補助関係）は依然として存続し、その段階までは抽象的にも返還義務は発生しないというべきであるとし、交付決定の取消処分が行われた時に返還義務の成立要件が充足されるものであるとして、Aの破産宣告後に交付処分の取消決定がなされているので、本件債権は破産宣告前に原因の生じた債権にはあたらない旨主張した。

〔判旨〕

本判決は、要旨以下のように説示してXの請求を棄却した。

一 破産債権というためには、請求権自体が破産宣告当時既に成立していることを要せず、債権の発生の基本となる法律関係が破産宣告前にあればよく、債権の成立に必要な事実の大部分が具備すれば足りる。

二 本件補助金等の交付決定の取消しによるその返還請求権は、担保提供の段階では成立に必要な事実が発生すれば取消処分がなされることが必須であるとはいえず破産債権には該らない。

その理由として、Aが補助金等によって取得した建物を担保に供した行為は、本件補助金等の交付の目的は直接的には騒音被害を軽減することであり、当該建物によって営まれる教育事業そのものを育成、推進することを目的としたものでないから、補助事業者の行為が補助金等の他用途使用にあたるか否かを判断するにあたっては、補助の目的を考慮して慎重になされなければならぬ。また当該事業が廃止されたとしてもそれまでの間防音工事をする必要があったことと、補助事業が教育施設以外ならその相応の補助金がえられていたはずであるから補助金等の取消決定はより慎重でなければならぬ。ここからAの当該建物の担保提供行為によって取消処分がなされることが必要であったとはいえないので補助金等返還請求権の成立に必要な事実の大部分が具備したとはいえないとする。そして取消処分によって、取消事由該当性が明らかとなり、補助金返還請求権が発生することが明確になって一部具備説の要件を具備するとする。

三 原告は、破産宣告前に取消をしなければならないとすると取消によって破産を決定的にするので取消しをするのはまずいという政策論から本件債権を破産宣告前に生じたものとするべきであると主張するが、本件補助金等交付の目的が達成されなかったのは、本件違反行為とされた根抵当権の設定とは直接関係がなく、他の債権者の破産申立によって破産宣告がなされたことよってAの事業が継続されなかったためであり政策論を

問題とするのは適当でない。

〔評 訳〕

本判決の結論に賛成する。しかし理由付けに疑問がある。

一 本判決は、国の補助金等の交付決定の取消に基づいて生じる返還請求債権は、その取消が破産宣告の翌日になされた場合でも破産債権となるか否かに関するものである。

二 補助金等返還請求債権が破産債権といえるか否かについて検討すると、破産債権と認められるための要件は、「破産宣告前ノ原因ニ基キテ生シタル財産上ノ請求権（破産法第一五条）であるから、これに該当するか否かによることになる。学説は、破産宣告前の原因とは、債権の発生原因の全部を必要とする見解と、一部でもよい、とくに一部としたときは破産債権の成立に必要な事実の大部分が具備していればよいとする見解とに分

かれ、前者を全部完備説、後者を一部具備説という。後者が通説である。前者は破産法七条、五三条を根拠とし、権利義務の関係を明確にするためというが、破産債権の成立に必要な事実の大部分が具備していれば、その状態ですでにその者は破産宣告当時の破産者の財産を一般担保視しているといえ、これは破産財団の範囲を固定主義によって破産宣告時のものに限定（破産法六条一項）したことに対応して、宣告当時の破産者の財産から弁済を受ける期待をもつ債権者を破産債権者とする事としたことからして通説が妥当である。破産法一五条が「原因」として「要件」としていないこと、破産財団も拡張の可能

性を認められていること（破産法六条二項、三項）からも通説が妥当である。問題は成立に必要な事実の大部分といい、基本的な構成要件にあたる事実といっても具体的な場合の事実がそれに該当するか否かであり、それを検討しなければならない。後述五で検討する。

三 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（適正化法）は、昭和三十一年に国が地方公共団体ないし私人に交付する補助金等に関して同施行令とともに制定され、他の法律又はそれに基づく命令に別段の定めのない限りは、この適正化法および同施行令が適用されることとなった。本件はX（国）がAに対して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律三条二項による助成措置として小牧市の保育園舎の木造から鉄筋コンクリート造への改築費用の一部のための補助金等であるから、同法的一般法として適正化法・同施行令の適用を受ける。本件の具体的な補助金等の交付には付款として交付条件がつけられ、他用途使用禁止として取得財産を担保に供しないこと、違反したときは交付決定は取消することができる旨定められていた。この適正化法は、補助金の不正不当な支出を防止し、その適正な執行を確保するための規則法規であり、同法はそれまで不統一であった補助金交付手続きを統一化するという技術的目的をも有していた（塩野宏「補助金請求権の性質」行政法演習I 一一頁以下一七頁）。

補助金請求権についての学説は、第一説は補助金関係の実質

に重点を置き、私法上の負担付贈与契約との実質的同一性を説いて私法理論によって解決を図ろうとするものであり、第二説は適正化法を私法上の負担付贈与契約に対する公法の特則とするものであり、第三説は公法上の対等な当事者（国と補助事業者）関係としてとらえ、実体法的判断についても公法規定を適用するというものであり、第四説は適正化法により補助金交付の法律関係の基本問題が公法的に規律されたとし、そこから生ずる具体的法律関係については基本的関係を考慮にいれて個別的目的解釈による見解である。補助金の法律関係発生、消滅が行政処分を中心とする公法的手段が用いられている点で第一説は難点があり、補助事業の遂行過程における広汎な下命権や返還義務を国税滞納処分の例によらせかつ先取特権としての順位は国税及び地方税に次ぐ（適正化法二一条一項）等の点から対等の関係とはいい難いので第三説は採用できず、第四説が現実的であるようにみえるが、適正化法は前述のとおり補助金の不正不当の防止を目的とする限度のある法規であり、補助金関係が全面的にこれのみによって解決するわけではないのでこれをとりえず、結局第二説の適正化法という公法の特則を有した国と私人の経済活動としての贈与契約に基づくものとみることになる。この場合でも、補助金関係の現実をみるときは、そこに行政法規の独自の適用場面があることを否定できないのであるから、これを基本として解釈しなければならない。

四 適正化法一七条一項は、他用途使用禁止（一一条）に基づ

く交付決定取消（撤回）権について規定し、他用途禁止は法令違反の中に含めることもできるが、同法に遅背するもっとも反公益的な行為で信頼保護に値しない典型的義務違反行為の態様として明文化されたものといえる。同法二二条は行政庁の承認をえないで補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、担保に供すること等を禁じている。Xは、この二二条に違反したとして一七条一項で取消して一八条一項で返還命令を発した。

しかしXは諸般の事情から取消処分をせずに、Aの破産宣告の翌日になって取消したのである。Xによれば、Aが根抵当権の抹消訴訟を提起したり、根抵当権の競売申立が取り下げられたり、また破産申立については和解の話もあることをきかされていたことや取消によってAの破産宣告を確実にすること、これを回避するためという。そしてXはこの政策目的から本件債権を破産債権として認めよと主張する。しかし、これらの事実を考慮しても破産債権の成立に必要な事実の大部分のうちの必要不可欠なXの意思表示たる取消が欠如しているので、この要件を満たしていないことになる。

五 本判決の理論構成は、破産債権の成立要件については一部具備説によるが、本件のような授益権的（利益的）行政処分にあつては、補助金で補助事業者が財産を取得すれば事業者の財産となり、かつ補助金によることや他用途禁止は公示されず、返還命令では強制徴収ができ、設定時期によっては担保権にも優先するという（適正化法二二条）特質と、騒音被害を軽減する

という補助の目的を考慮して、Aが建物に担保を設定したことが他用途禁止に該当するか否かについては慎重に判断しなければならぬとする。そうしてこれが一部具備説によって破産債権と認められるためには、行政処分の取消事由の要件が明確であることが前提であり、取消事由とされる事実が、当該事実が発生すれば取消処分がなされるのが必須であるような場合であることを要するとして、本件では防音工事的補助金は教育事業の育成・推進目的の補助金とは異り騒音被害を軽減する必要性からAの担保設定が他用途禁止にはあたらない場合があり、教育事業が廃止されたとしてもそれまでの間の防音は必要であるし、教育施設以外ならそれ相應の補助金をえられたはずであり、担保供与で補助金の交付決定を取消すか否かは従前の経過や他の場合と比較して慎重にするべきであるとする。ここからAの担保提供があつたからといって取消処分が必須であつたとはいえないとして一部具備説によつても破産債権とはならないとする。そして取消処分があつてはじめて取消事由該当性が明らかとなり、本件補助金返還請求権が発生することが明確になるから、その段階で一部具備説の要件を充足するという。

しかし、本判決のように補助金の目的を騒音防止と教育事業とに分けて前者であれば担保提供は他用途禁止に該らず、後者であればそれに該たるとするのはいかなるものであろうか。すなわち本判決のいう右の点は、騒音防止目的のほうが教育目的という一般的目的よりも現時点での騒音を防止しなければならぬ

いという実際上の必要性(緊急性)が高いことに帰するのではなからうか。前者も後者も究極は教育事業育成であることは共通であるし、かつ補助事業者が当該財産を担保提供しても設定の時点では補助の目的を直接妨害することにはならない点は騒音防止も教育事業の育成も共通であり、Aが担保設定して事業資金を借入しなければ事業が継続できないとしたら担保設定によって補助金交付を取消し返還をさせたのでは逆にそれによって補助目的を害することになる。そこで補助の目的が緊急性の高いものであるときは、当該担保設定が補助によって助成する事業に直接関わらず補助の目的から乖離するもののためになされたものは取消事由に該当するという基準を用いるのが妥当であることにならう。

X(国)は、Aの違反によって交付決定を取消すことができ(適正化法一七条一項)とされていて、Xには取消すか否かの裁量権があるし、適正化法は取消決定がなされた後で補助金等の返還命令をしなければならぬとして行政庁の長に向けた義務を課している(同一八条一項)点でも裁量性があるといえる。そこで右の基準に従って解決を図ると、本件では未だ取消を行うべき状態でないということになる。これが本判決に沿った解決である。しかし、こうした方法に対しては騒音防止目的と教育事業目的とでかく峻別することに對する疑問もあろう。ただし他用途禁止違反は前述のように典型的義務違反であるためである。

そこで、本判決のとった右のような構成によらずに同一の結論に到達するべきである。すなわちXはAの破産宣告の翌日に交付決定を取消し、その後返還命令を発しているのである。破産債権に関する一部具備説からはXが取消処分をする要件事實は具備しているが、取消していない状態がこれにあたるということになる。全部完備か一部具備かをもち出す実益は、右裁量権の範囲内の程度の事実の具備でも破産債権として認められるかということになり、これに基づいた取消処分が適法か否かのきめ手となるところにある。Xは、この取消処分を停止条件として構成し停止条件付債権であるとして破産債権であるというが、これは妥当でない。ただし当事者の意思表示はこれを条件とすることはできないからである。条件というためには事実または第三者の意思表示等であって当事者の意思により一定の行為をすることによって法的効果を生じさせるか否かの自由が当事者に留保されているものは条件ではないのである。なぜなら当事者の意思により法的義務等の法的効果を生じさせるか否かを決定させるといふ当事者意思の自由を尊重するためである。これを反対に解すると当事者がある行為(本件では取消処分)をしたくないか、もしくは事情によってしないことによつて法的効果を生じさせない自由があるのに、条件付権利が発生したものと扱われてしまうためである。すなわち右の点の究極は当事者意思の尊重にほかならない。

右のようにみるとXの行政処分としての意思表示がなされて

いない状態でAの破産宣告があった場合は、その後取消処分（適正化法一七条一項）および返還命令（同法一八条一項）がなされても一部具備でも破産債権とはいえないことになる。こうした構成によれば、本判決のように騒音防止目的の緊急性を持ち出すまでもなかったのであり、本判決はXの行政処分としての意思表示に着目すればよかつたということになる。

六 残る問題は、破産債権として認められるためには破産宣告前に取消処分と返還命令の両者がなされていなければならないか、それとも取消処分だけあればよいかという問題である。適正化法は、このような二段階の装置を有しているからである。本判決は宣告前の取消処分によって取消事由該当性が明らかになるとし、その段階で一部具備説の要件を満たすという。しかし取消事由該当性は取消というXの行政法上の意思表示の有無によって左右されるものではなく、取消事由が具備して該当性が充足され、それを前提として行政庁として取消の意思表示をするのであるから、これを混同することはできず、この点で本判決は妥当でない。そこで検討すると、Aの破産宣告前に取消処分がなされれば、この取消処分には一般の行政処分の例外として遡及効があり（小滝敏之・補助金適正化法解説一五頁、二〇三頁）、Aが補助金の交付を受ける権限が当初からなかったことになる。そのためこの段階で当事者たる行政庁の意思表示によって補助金返還請求権が発生しているといえる。取消処分につづく返還命令は、その理由、金額及び金額算定の基礎（地

方財政法施行令一八条一項参照）と返還時期（適正化法一八条一項）が定められてなされる具体的な請求権の行使であることが出来る。破産債権といえるためには破産宣告前に具体的な権利行使をしていなければならないことはないのであるから返還命令までは必要としないというべきである。

宗田 親彦